

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>仕様書 P3「3. 業務の内容」 次期環境省ネットワークシステムの調達スケジュールについて、意見招請の実施時期が「令和5年10月」となっていますが、本業務の開始から意見招請までの準備期間が短いため、意見招請の実施時期を後ろ倒しするような調整は可能でしょうか。</p>	<p>現時点では次期環境省ネットワークシステム（環境省独自システム部分）の意見招請時期は令和5年10月から変更する予定はありません。</p> <p>ただし、デジタル庁が別途調達手続きを行う次期環境省ネットワークシステム（GSS部分）のスケジュールに応じて変更する可能性があります。</p>
2	<p>仕様書の P23 に記載のある「(※) A4版1枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれA4版1枚以内ずつとする。」について、「(5) 要件定義書(案)の作成」と「(6) 調達仕様書(案)の作成」は、A4版1枚以内に収まらない内容になります。それぞれ1枚あるいはさらに「複数の事項を提案する」といった意味で、複数枚になっても問題ないでしょうか。</p>	<p>質問にある「(5)要件定義書(案)の作成」と「(6)調達仕様書(案)の作成」は各A4版2枚以内(合わせて4枚でも可)で作成してください。</p> <p>また、仕様書のP22からP27にかけて提案していただく、「2.業務の実施方法 仕様書3(1)～(12)の業務内容」については、各項目((5)と(6)を除く(1)～(12))毎にA4版1枚以内で作成してください。なお、提案書作成負担軽減のため上記制限を設けていますが、上記枚数に収まりきらない場合には必要最小限の範囲で追加することを妨げるものではありません。</p>